

# 第1章 計画の策定に当たって



## 1 計画の背景及び目的

経済情勢の変化、情報社会の発達、少子高齢化の進展等により、格差や不平等、核家族化、人間関係の希薄化など多くの問題が浮き彫りになってきています。とりわけ、コンピューターや携帯電話、スマートフォン等の普及により、個々が「孤立化」し、家族や地域の役割を果たせていないという現状にも直面しています。

このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災では、多くの生命や財産が奪われ、改めて災害時における要援護者への支援体制の強化や助け合いの重要性が再認識されました。

今後、人口減少社会を迎える中で、人と人とのつながりを軸とした「地域福祉の向上」こそが、全ての市民が住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくために欠かせないものであることから、市民と行政との協働による、笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざし、ここに新たな計画を策定しました。



## 2 地域福祉とは

地域福祉とは、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域に住む全ての人々が、家庭や地域の中で自分らしく安心して生活できるよう、地域全体で支え合っていく関係や仕組みづくりをいいます。

市民の誰もが、住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくためには、様々な生活課題について、「行政力」「地域力」「地域経済力」を駆使し、市民一人一人の努力（自助）、市民同士の相互扶助（互助・共助）、公的な制度に基づくサービスの提供等（公助）の連携を図っていくことが必要です。

### ◇「互助」と「共助」について

「互助」とは、地域での助け合いやボランティア、NPO等による支援などの相互扶助をいい、「共助」とは、介護保険に代表される社会保険制度など制度化された相互扶助のことをいいます。

「社会保障制度改革国民会議報告書」（平成25年8月6日）では、我が国の社会保障制度について、「自助」を基本としながら、生活上のリスクには、「共助」が「自助」を支え、「自助」や「共助」で対応できない状況には、「公助」が補完する仕組みと位置付けています。あわせて、「家族・親族、地域の人々等との間のインフォーマルな助け合い（\*）を『互助』と位置付け、人生と生活の質を豊かにする『互助』の重要性を確認し、これらの取組みを積極的に進めるべきである。」としています。

今後、保健福祉分野では、「自助」「互助・共助」「公助」の考え方が定着していくと考えられます。

\* インフォーマルな助け合いとは、自治体や専門機関など、フォーマル（正式）な制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる制度に基づかない非公式な支援のことをいいます。

## 3 計画の根拠及び位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画であり、あきる野市総合計画を上位計画として、地域福祉に関わる対象者別の各計画を内包します。さらに、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画や本市が策定するその他の計画と連携を図りながら地域福祉の理念を共有するものです【図1】。

<社会福祉法（抜粋）>

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

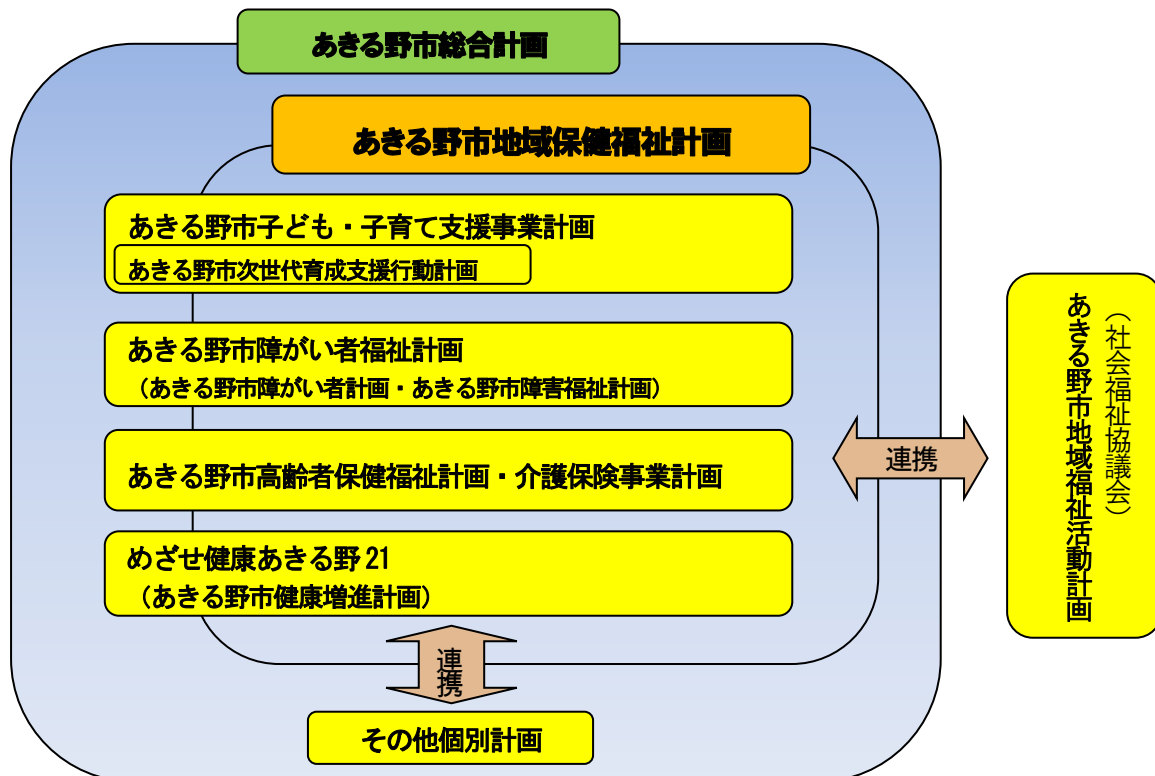
第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- （1）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （2）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （3）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

計画のイメージ（図1）

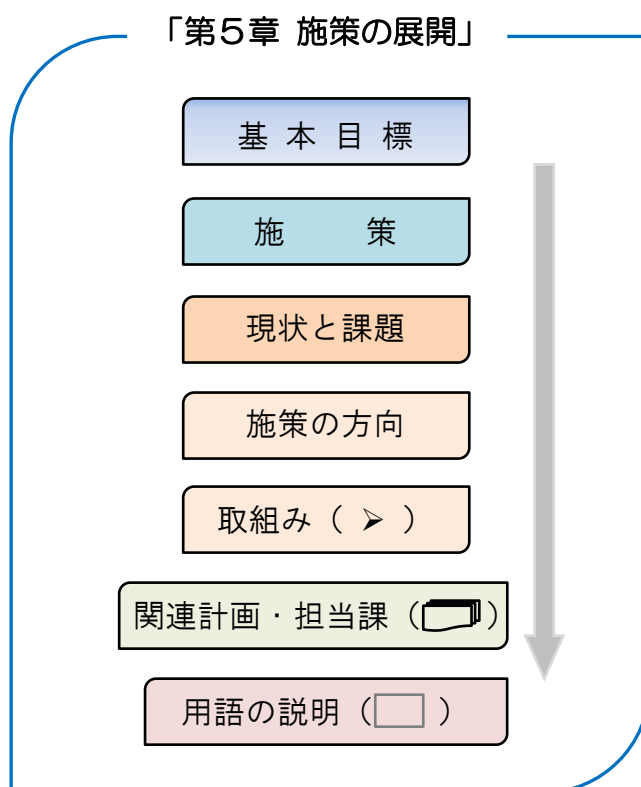


## 4 計画書の構成

本計画は、あきる野市総合計画を基に基本理念（P6）を掲げ、保健福祉に関わる施策を総合的な視野から検証し、めざすべき目標や施策を掲げた上で、各分野が策定した対象者別の計画へつなげるための道標になるよう、横断的な構成としました（P30 計画の構成図・P31 計画の体系図）。

「第5章 施策の展開」（P32 から P55 まで）では、基本目標に対する施策を設定し、現状と課題を示した上で、施策の方向ごとに各分野での取組み（➤）を表記し、関連する計画及び担当課（📁）が把握できるような構成としました。また、必要に応じて用語の説明（□）を記しています。

なお、取組みについては、『施策の方向全体に関わる取組み』『子どもに関する取組み』『障がい者に関する取組み』『高齢者に関する取組み』『健康づくりに関する取組み』『生活福祉に関する取組み』『その他の取組み』の順で整理しています。



## 5 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。  
 ただし、今後の経済や社会情勢の変化を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

